

鶴岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

鶴岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月 日提出

鶴岡市長 榎本政規

鶴岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(鶴岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 鶴岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年鶴岡市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「子のある」を「子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望しているものその他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条並びに別表第2第8項、第14項及び第15項において同じ。)のある」に改め、同条第4項中「子のある職員(」を「子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望しているものその他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条並びに別表第2第8項、第14項及び第15項において同じ。)のある職員(」に、「第

15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この条において「要介護者」という。）を「要介護者（第15条第1項に規定する要介護者をいう。第3項において同じ。）」に改める。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第15条第1項中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの」を「要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）」に改め、「するため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年間の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、第15条第3項の規定を準用する。

第16条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

別表第2中「、第15条」を削り、同表第16項中「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に改める。

第2条 鶴岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望しているもの」を削り、同条第4項中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁

組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望しているもの」を削る。

(鶴岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 鶴岡市職員の育児休業等に関する条例（平成17年鶴岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望しているものとして当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第10条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効果を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第10条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第19条第2項中「同条例」を「勤務時間条例」に、「の承認を受けている職員」を「又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員」に、「の承認を受けている時間」を「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

第4条 鶴岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望しているもの」を「養子縁組里親」に改める。

(鶴岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 鶴岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年鶴岡市条例第248号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項を次のように改める。

2 職員が地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の承認を受けて勤務しない場合、鶴岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年鶴岡市条例第52号)第15条第1項に規定する介護休暇の承認を受けて勤務しない場合、同条例第15条の2第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない場合又は同条例第17条第1項に規定する組合休暇の承認を受けて勤務しない場合においては、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第19条中「(平成3年法律第110号)」を削る。

(鶴岡市教育委員会教育長の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第6条 鶴岡市教育委員会教育長の休日及び休暇に関する条例(平成27年鶴岡市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の鶴岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の鶴岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。